

犯罪被害にあわれた方へ ～前橋市犯罪被害者等見舞金のご案内～

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族・ご家族が、以下の内容に該当する場合に、前橋市から見舞金を支給します。(令和4年4月1日以降に起きた犯罪被害を対象とします。)

◆ 見舞金の支給

遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により1か月以上の重傷病を負った方に支給

◆ 見舞金支給の内容

支給する要件	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察に被害が認知された犯罪行為であること ● 犯罪被害者及び遺族が被害時に前橋市民であること ● 配偶者（事実婚等を含む）又は被害者の二親等以内の血族（第1順位遺族）であること
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察に被害が認知された犯罪行為であること ● 犯罪被害者が被害時に前橋市民であること
支給できない場合		<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪行為時に加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）がある場合 ● 暴力団員等である場合 ● 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合
申請期限		● 犯罪被害の発生を知った日から2年以内
申請に必要な書類	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪被害者等（遺族）見舞金支給申請書（様式第1号） ● 遺族と被害者の住所を証明できる書類（住民票等） ● 遺族と被害者の続柄が確認できる書類（戸籍全部事項証明書等） ● 遺族と被害者が事実上婚姻又は養子縁組と同様な事情にあったときは、その事実を認めることができる書類
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪被害者等（重傷病）見舞金支給申請書（様式第2号） ● 被害者の住所を証明できる書類（住民票等） ● 負傷又は疾病の状況や1か月以上の療養期間が確認できる医師等の診断書
問合せ先 申請窓口		前橋市役所市民部共生社会推進課 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市議会庁舎 1階 電話：027-898-6517
受付時間		月～金曜日 午前9時～午後5時（祝・休日、年末始を除きます。）

◆ 見舞金支給のQ&A

Q 犯罪被害に遭った者が前橋市民であれば、そのご遺族やご家族は見舞金支給の対象となりますか？

A 犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族・ご家族で、実際に支給を受けようとする方が前橋市民の場合に、支給の対象となります。

すなわち、遺族見舞金であれば被害者の遺族（第1順位遺族）が前橋市民であること、重傷病見舞金であれば被害者本人が前橋市民であることが条件となります。

なお、犯罪被害の場所が前橋市内であるかどうかは問いません。

Q 犯罪被害の後に、前橋市外へ転居した場合でも見舞金支給の対象となりますか？

A 犯罪被害に遭われたときに前橋市民であれば、対象となります。

Q 遺族見舞金の対象となる「遺族」とはだれを指すのですか？

A 遺族見舞金の支給を受ける遺族は、前橋市民である第1順位遺族と定めており、その順位は次のとおりです。

- 1 ① 配偶者（事実婚等を含む）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた
② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
⑦ 子 ⑧ 父母 ⑨ 孫 ⑩ 祖父母 ⑪ 兄弟姉妹

○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
例えば、死亡した犯罪被害者、死亡した犯罪被害者に①配偶者及び②子がいない場合は、③父母が第一順位となります。

第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めます。なお、これに関わらず遺族間で協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することもできます。

Q 交通事故による被害は、見舞金支給の対象となりますか？

A この制度は、犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は、支給の対象となりません（危険運転致死傷罪等は対象）。

なお、交通事故の被害には自動車損害賠償保障法が適用される場合があります。

Q 犯罪被害であれば、どのような場合でも見舞金支給の対象となりますか？

A 犯罪被害であっても、次の場合には対象とならないことがあります。

○他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付を受けている場合

○犯罪行為が行われたときに、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合

○犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者に、当該犯罪被害者を教唆し又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があった場合

○犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者が、暴力団員等である場合

○その他見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合